

湯沢市稼ぐ秋田の園芸経営体応援事業費補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 28 日

告示第 73 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成 17 年湯沢市規則第 50 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、稼ぐ秋田の園芸経営体応援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、経営力の高い経営体の育成や複合型生産構造への転換に向けた取組みを強化するために必要な施設・機械等の導入に要する経費の一部を補助することにより、戦略作物等の産地化と収益性の高い農業経営の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この告示における用語の意義は、稼ぐあきたの園芸経営体応援事業実施要領（令和 8 年 4 月 1 日付け園芸－66 秋田県農林水産部長通知。以下「県要領」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県要領第 2 に規定する事業とする。

(補助対象者)

第 5 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、県要領別記 1 の第 1、別記 2 の第 1 又は別記 3 の第 1 に規定する事業実施主体とし、県要領第 5 の 3 による事業実施計画の承認を受けた者とする。

(補助対象経費)

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県要領別紙 1 の第 4 の 1 の（１）、別紙 2 の第 3 の 1 の（１）又は別紙 3 の第 7 の 1 の（１）に規定する経費（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、

予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助対象者が市内に所有又は借入れしている農地がない場合 県要領第2の1及び3に規定する事業においては補助対象経費の2分の1以内の額、県要領第2の2に規定する事業においては補助対象経費の3分の1以内の額（ただし、補助対象者が県要領別紙2の第1の2に規定する新規就農かつ非農家である場合は補助対象経費の2分の1以内の額）

(2) 前号に掲げるもの以外 県要領第2の1及び3に規定する事業においては補助対象経費の10分の6以内の額、県要領第2の2に規定する事業においては補助対象経費の12分の6以内の額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 市税に滞納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持つ者（補助金の交付申請）

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業実施計画承認通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類
(事業実施状況の報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の実施年度から3年間、各年度における事業実施状況を、園芸メガ団地整備事業実施状況報告書（県要領別紙様式1-2）、若しくは稼ぐ園芸経営体応援事業実施状況報告書（県要領別紙様式2-4）又は秋田産食料供給力向上支援事業実施状況報告書（県要領別紙様式3-4）により当該年度の翌年度の4月末日までに市長に報告するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 28 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(この告示の見直し)

- 2 この告示は、県要領の見直しの状況等に応じて必要な見直しを行うものとする。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、令和12年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第 9 条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。